

# パワー・ハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領

( 平成 24 年 2 月 16 日 )  
公財世保発第 560 号

## (目的)

第1条 この要領は、職場におけるパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）防止に関する取扱いを定めるものである。職場において行われるパワハラ未然防止を図り、職員（公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）常勤職員、世田谷区派遣職員、契約職員、非常勤職員及び臨時職員をいう。以下同じ。）の人格尊厳を侵し、その労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぐとともに、パワハラに適切に対処して職員の働きやすい良好な職場環境を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 「パワハラ」とは、原則として、職場において、職務上の地位又は職場内の優位性を背景にして、相手の人格や尊厳を侵害する言動を継続的に行うことにより、相手方やその職場の周囲の職員に身体的・精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させることをいう。

2 前項の「職場」とは、財団内に限らず、財団外の場所を含むものとする。

3 第1項の「職務上の地位又は職場内の優位性」とは、上司から部下への関係に限るものではなく、部下から上司、同僚同士等、様々な関係が該当する。

4 第1項の「継続的」に関わらず、内容によっては一度の行為でもパワハラに該当することがある。

## (適用範囲)

第3条 この要領は、全ての職員に適用する。

## (パワハラ行為)

第4条 パワハラ行為の具体例を以下の通り例示的に列举する。職員は、このようなパワハラ行為をしてはならない。

### 【攻撃】

- ①机を叩いたり、書類を投げつけるなど相手を脅すこと。
- ②人前で大声で命令したり、声高に叱りつけるなど、見せしめに類する言動。

### 【否定】

- ③仕事を与えなかったり、無視すること。
- ④人格を否定する言動。

**【強要】**

- ⑤自分の責任を棚上げにして、部下に責任をなすりつけること。
- ⑥不当な異動や退職をちらつかせたり、強要すること。

**【妨害】**

- ⑦業務上必要な情報や助言などを与えないこと。
- ⑧合理性がないままに、理由もいわず決裁を保留にすること。
- ⑨必要のないやり直しを何度も命じること。
- ⑩本人が嫌がる噂を広めること。
- ⑪上司を窮地に陥れることを目的に職務遂行を懈怠すること。
- ⑫その他、全各号に準ずる行為。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、職員がパワハラを起すことがないように、部下の指導・啓発に努めなければならない。

- 2 所属の管理監督者は、次条に規定する相談・苦情担当窓口及び第11条に規定する外部相談窓口の調査及び苦情処理に協力しなければならない。

(相談・苦情担当窓口の設置)

第6条 財団は、パワハラに関する相談及び苦情に対応するため、相談・苦情担当窓口を設置する。

- 2 相談・苦情担当窓口は、別表に掲げる者とする。

(窓口の役割)

第7条 パワハラを受けていると思う職員は、相談・苦情担当窓口に申し出ることができる。また、被害を受けている職員の家族又は同僚も、当事者に代わって申し出ることができる。

- 2 窓口は、職員が気軽に相談できるよう適切な配慮をしなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第8条 相談・苦情担当窓口が前条の規定による申し出を受けたときは、申出人及び関係人から事情を聴取し、苦情処理に当たらなければならない。

- 2 相談・苦情担当窓口は、事実の内容又は状況に応じ、申出人の不利益にならないよう配慮し、申出人の就業環境の改善のため必要な措置を行う。この場合において加害の事実が確認された時は、必要に応じて関係機関へ申し入れと協力要請を行う。

- 3 悪質な事例については懲戒処分の対象とする。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 相談・苦情担当窓口は、当事者のプライバシーの保護に努めるものとし、申出人に不利

益な取り扱いを行ってはならない。

(再発の防止)

第 10 条 財団は、パワハラが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むものとする。

(担当の変更)

第 11 条 相談・苦情担当窓口の担当者がパワハラの加害者の可能性がある場合は、その上司が担当する。

(外部相談窓口の設置)

第 12 条 財団は、当事者の尊厳や人格等の保護を重視し、相談・苦情担当窓口のほかに、第三者機関による外部相談窓口を設置する。

- 2 パワハラを受けていると思う職員又は第 8 条における対応の結果パワハラではないと判断され不服がある職員は、外部相談窓口に申し出ることができる。
- 3 財団は、第三者機関による外部相談窓口の設置、変更並びに利用方法等について、職員に周知しなければならない。
- 4 外部相談窓口への通報又は通知のうち、第三者機関が調査により必要と認めた内容については、事務局管理課長がその報告を受け、速やかに被害者の保護及び再発防止等に努めるものとする。

附 則 (平成 24 年 2 月 16 日公財世保発第 560 号)

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 26 日公財世保発第 562 号)

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

相談・苦情担当窓口	事務局管理課長
	事務局相談訓練課長